



福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金について



東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等へ移転した場合に要した費用について、補助金を交付します。

対象世帯 ※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります

県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯。
なお、事業開始前(平成27年12月6日まで)に既に移転が完了している世帯については、
応急仮設住宅等に2年を超えて居住していた場合、対象とします。

〈応急仮設住宅等〉建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供されている住宅

〈自宅等〉避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅(地震・津波被災者向け)、その他公営住宅等

市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯、避難指示区域(平成27年10月1日現在)からの避難世帯、応急仮設住宅等の不適正利用が認められる世帯については対象外となります。

補助額 ※()内は単身世帯の額

県外からの移転 10万円(5万円) / 県内からの移転 5万円(3万円)

申請の流れ ※①には、借上げ住宅等の契約書、退去申出書(これから退去される方)等の写しの添付が必要となります

- ①応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)を避難元市町村に提出し、確認を受けてください。
- ②避難元市町村の確認を受けた書類と、以下の**必要書類**を県へ郵送してください。

必要書類 ※申請書様式は県避難者支援課HP、県地方振興局企画商工部、各市町村窓口を設置しております

- ①自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
- ②応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式) ※避難元市町村の確認を受けたもの
- ③自宅等移転後の公共料金の領収書等の写し(第3号様式に貼付)
- ④補助金の入金口座が確認できる預金通帳の写し

申請期限 ※()内は事業開始前(平成27年12月6日まで)に移転が完了した世帯の提出期限

①避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)の提出期限

自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の15日(平成28年3月15日)

②県への補助金申請期限(期限日までの消印有効)

自宅等への移転完了日から3ヶ月を経過した日の属する月の末日(平成28年3月31日)

その他、申請方法や添付書類等の詳細については、「福島県ふるさと住宅移転補助金の交付について(補助金申請要領)」(上記HP、窓口を設置)をよくご確認ください。



問い合わせ先

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル 0120-303-059(平日午前9時~午後5時)

福島県避難者支援課 024-521-8306、024-521-8034(平日午前8時半~午後5時15分)